

令和7年度

第2回 福島県消費生活審議会

第2回 福島県消費者教育推進地域協議会

議事録

令和8年2月9日（月）開催

福島県消費生活課

1 日 時 令和8年2月9日(月)
午後1時30分 開会
午後2時50分 閉会

2 場 所 福島県消費生活課センター研修室

3 出席委員 福島県消費生活審議会委員 11名
消費者教育推進地域協議会委員 14名

福島県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会委員名簿

	氏名	職業・役職等	備考
学識経験者	中里 真	福島大学准教授	出席
	加藤 亮	会津大学短期大学部講師	欠席
	鎌田 真理子	医療創生大学教授	オンライン
法曹関係者	松本 晋平	司法書士	オンライン
	伊藤 龍太	弁護士	オンライン
	吉野 秀信	弁護士	出席
消費者団体 NPO	菅野 優子	福島県生活協同組合連合会理事	出席
	北原 康子	福島県消費者団体連絡協議会副会長	出席
	和田 秀子	一般財団法人福島県婦人団体連合会理事	欠席
消費者代表	氏居 俊夫	(公募委員)	欠席
	後藤 江美子	(公募委員)	出席
事業者団体	金子 市夫	福島県商工会連合会専務理事	欠席
	伴 多恵子	株式会社ヨークベニマル 営業企画室 総括マネジャー	オンライン
	佐藤 佳代子	J A 福島女性部協議会会長	出席
	根本 誠三郎	福島県すし商生活衛生同業組合理事長 (福島県生活衛生同業組合連絡協議会)	オンライン
	松本 晴美	福島県商工会議所女性会連合会副会長	欠席
福祉関係者	佐藤 正紀	福島県社会福祉協議会地域福祉課 自立支援課長	出席
	安部 正夫	福島県民生児童委員協議会副会長	欠席
学校・教職員	加藤 広明	福島市立西根中学校長	出席
	加藤 香洋	福島県立川俣高等学校長	オンライン

4 事務局

生活環境部政策監	佐藤 司
消費生活課長	佐藤 敏行
主幹兼副課長	千葉 弘信
主幹	荒川 麻知子
副課長兼主任主査	鈴木 明子
主任主査	武田 真一
主査	三瓶 雄介
消費者教育コーディネーター	根本 弓月

5 議題

- (1) 第2期福島県消費者基本計画の答申案について
- (2) 本県の消費者行政の概要について
- (3) 福島県消費者基本計画（現行）の指標の進捗状況について

6 概要

（開会 午後1時30分）

消費生活課 千葉主幹兼副課長

定刻となりましたので、ただいまより、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

本日、司会を務めさせていただきます消費生活課主幹兼副課長の千葉と申します。よろしくお願いたします。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されております。「附属機関等の会議の公開に関する指針」によりまして、会場に傍聴席を設け、県民の皆様にご公開することとなっておりますので、御了解願います。

それでは、福島県生活環境部政策監の佐藤より御挨拶を申し上げます。

生活環境部 佐藤政策監

令和7年度第2回福島県消費生活審議会及び第2回福島県消費者教育推進地域協議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、また、足元の悪い中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本県の消費者教育の消費者行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和7年度で終期を迎える福島県消費者基本計画の改定につきましては、昨年10月に本審議会及び地域協議会を開催し、委員の皆様にご計画の素案を御審議いただき、大変貴重な御意見を多数頂戴したところでございます。

その後、委員の皆様からいただいた御意見を計画案に反映させるとともに、計画の内容を再度精査し、修正作業を進めて参りました。また、12月から1月にかけて、パブリックコメントを実施したほか、市町村や庁内関係課に対して意見照会を行った上で、計画の最終案を取りまとめたところでございます。

本日は、次期基本計画の最終案を御審議いただくほか、本県の消費者行政の概要及び現行基本計画における指標の進捗状況につきまして、御説明を申し上げます。

消費者を取り巻く環境が大きな転換期を迎えている中、県民誰もが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者として、安心して豊かな消費生活を営むことができる消費者被害のない安全で持続可能な社会の実現を目指し、次期基本計画が令和8年度以降の本県の消費者施策を強力に推進するものとなるよう、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

本日はこちらの会場とオンラインをつなぎまして御参加いただいております。

審議会、協議会委員の鎌田真理子委員、松本晋平委員、伊藤龍太委員、伴多恵子委員、根本誠三郎委員、協議会委員の加藤香洋委員がオンラインでの御参加となっております。

なお本日本、所用によりまして、審議会、協議会委員の加藤亮委員、和田秀子委員、氏居俊夫委員、金子市夫委員、松本晴美委員、協議会委員の安部正夫委員は欠席となっております。

また、事務局職員につきましては、御手元の出席者名簿のとおりとなっております。

審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

御手元の配付資料を御覧ください。資料は資料1から資料4までとなっております。

なお、これらの資料に加えまして、第2期福島県消費者基本計画の概要版を配布しております。不足、乱丁等がございましたら、資料をお持ちいたします。

本日の会議のうち、会議開催の定足数が設けられております審議会につきましては、委員16名のうち、出席者11名で定足数に達しており、会議が成立することを御報告いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

進行につきましては、「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条」により、「会長は審議会の会議の議長となる。」とされておりますので、中里会長に議長をお願いいたします。

中里会長

それでは皆様から御協力をいただきながら、本日の会議を円滑に運営してまいりたいと思います。本日、答申案となりますので、慎重に審議をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名人の指名を行います。議長からの指名ということで御異議ございませんでしょうか。

(各委員から異議なし)

御異議なしと認めまして、菅野優子委員と佐藤佳代子委員に議事録署名をお願いします。引き続き、議題に移りますが、「第2期福島県消費者基本計画の答申案について」でございます。事務局から説明いただきます。

事務局（佐藤課長及び三瓶主査）

（資料1、資料2により前回開催後の経過、素案から変更になった点を説明）

中里会長

ただいまの説明に関して、質問等ありましたら皆様から発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

（意見なし）

中里会長

よろしいですか。オンラインの皆様もいかがでしょうか。

（意見なし）

それでは、今説明をいただいたものを、本審議会としての答申として承認することといたします。資料の「案」の字を削除した形で答申とさせていただきますが、この後、資料を再度精査し、字句修正や、表現の精緻化に関して、文言調整が必要となった場合には、会長一任という形で対応させていただきたいと思います。よろしいですか。

(各委員から異議なし)

それでは、御一任いただいたということで取り扱わせていただきます。

続きまして、議題の2「本県の消費者行政の概要について」及び議題の3「福島県消費者基本計画（現行）の指標の進捗状況について」でございます。まとめて審議を行いたいと思いますので、資料に基づき、事務局から説明願います。

事務局（普及啓発、企画指導、相談支援の各担当）

（資料3、資料4により説明）

中里会長

資料3、4について詳細に説明をいただきました。広範にわたるものですがけれどもどちらからでも構いません。皆様、御関心をお寄せいただいたところの質問等ありましたら発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

後藤委員

資料3の27ページ、消費生活無料法律相談について、令和6年度は151件あったとすることで、全体的には減っていますが、相談内容の内訳を見ると「その他」は増えていて、生活の多様性とか個人の多様性の中で、相談の中身も複雑化しているのかなと想像できるのですが、具体的にどのようなことが傾向的に増えているのかを教えてください。

消費生活課 荒川主幹

「その他」ということで、様々な御相談を受けておりまして、多重債務、不動産、相続以外のものは全て「その他」という括りにさせていただいております。

例えば、最近見知らぬ身に覚えがない請求が来て、どうしたらよいか、という詐欺トラブ

ル的な相談が多くありますが、その相談をセンターで受けて、法律相談にお願いしたという場合はこの「その他」に含まれます。それ以外にも消費生活相談には様々ございまして、これが多いというものがなく、なかなか区分できないようなものを、「その他」という区分で振り分けさせていただいております。

中里会長

そのほかございますか。

加藤（広）委員

資料3の9ページの1番下に広報関係の令和6年度実績で、インターネットホームページ等アクセス件数があるのですが、他方、資料1の46ページの指標一覧26番にInstagramの消費生活課公式アカウント年間ビュー数があり、こちらは令和6年度現況値が0ビューになっています。Instagramでの発信はこれから行う予定ということなのか、令和7年度は行っているのか、その状況が分かればと思ったのですが。

中里会長

資料3の説明では、ホームページの閲覧件数が表記されていて、他方で、次期計画の46ページではInstagramのアカウントの年間ビュー数が指標の値になっていると。現在Instagramが開設されているのか、昨年度開設されているのか、されているのであればどのぐらいビュー数があるのか、まずそもそも開設されているのかを知りたいという御質問だと思います。

消費生活課 三瓶主査

令和7年度4月からInstagramのアカウントを開設しており、4月から1月末までに約22万ビュー、22万回の閲覧があります。ぜひ加藤委員にも、ふくしまエシカルのInstagramアカウントをフォローしていただければと思います。令和6年度はゼロです。

中里会長

本年度開設されたということですね。よろしいでしょうか。

加藤（広）委員

はい。

中里会長

ほか、いかがでしょうか。

菅野委員

資料1について、前回の会議でお話しすればよかったのですが、13ページの原発事故に伴う食の安全・安心の確保で、福島を今を継続して伝えていくということですが、みやぎ生協コープふくしまでは、ALPS処理水海洋放出後は、国の基準の数値よりもさらに低くして、必ず検査をしたものをお届けしているという取組もしています。ほかの企業は分からないのですが、そのような企業との連携なども加えていくことで、知っていただく機会も多くなると感じました。

中里会長

御意見として、せつかく計画の中に書かれているので、このあたりも意識をして行って

いただきたいという趣旨でよろしいでしょうか。

菅野委員

はい。意見として。

中里会長

事務局でコメントはございますか。よろしいですか。

事務局

はい。

中里会長

では、いろいろ工夫をしながら計画を実質化するという形で、計画と関連づけるものも意識してほしいという御意見として、まとめさせていただきます。ほかはいかがでしょう。

後藤委員

今のことに追加する形にはなるのですが、施策の展開の中で、食の安全安心の推進、食に関する風評払拭、その取組という部分でも、県と連携できると思いますので、来年度以降の計画の中で、そのような取組も一緒にできればと思います。

もう一つ、資料3の15ページ、消費者の安全確保について、富岡町や会津若松市など、市町村ごとの見守りのネットワークが増えているという話がありましたが、消費者被害が増えている中で、官民一体となって、地域の見守りを推進するというのはとてもよいことだと思います。私どもコープふくしまでも、富岡町、鏡石町から呼ばれて会議に参加するということがあるのですね。そういう意味では、私どもも事業として、一緒にできることがあるなと感じています。そうした取組が増えていくと、消費者被害の抑制につながっていくのではないかと思いますので、ぜひそのような市町村を増やしていただければ、積極的にこちらも協力したいと考えています。

中里会長

こちらも御提言ですね。冒頭は、資料3の19ページの消費者風評対策事業で書かれているもの、県が積極的に県外に派遣している事業のほかに県内の事業所と連携をとったものも事業の内容に入れてほしいということかと思います。

同様に15ページのこの消費者の安全確保という部分においても、もっと連携可能な部分があるのではないかとということと、消費者安全確保地域協議会を開催するに際して、市町村においてそうした協議会を設置されているのであればもう少し広く情報発信をして、事業者と協働しながら、施策を展開していったほしいという御意見と考えましたがよろしいですか。

そのような形で各年度の消費者行政の内容に反映させていただければと思います。

以上のような取りまとめですが、よろしいですか。

事務局

はい。

中里会長

ほか、いかがでしょう。オンラインの方もよろしいですか。

一点、私からなのですけれども、景表法についてのお話があったかと思います。消費者保護の推進のところ、13ページの表示等の適正化についての説明がございました。記憶によれば、景品表示法によるこうした取組は市町村ではなく、県の所管であったかと思います。取扱い件数、このように示していただいて非常に心強いなと思ったところですが、これらの情報は、県の方で調査をしてピックアップされているのか、どちらから情報提供を受けているというような実情があるのかを教えてください。いかがでしょうか。

消費生活課 武田主任主査

一番多いのは、日々、そういった情報をチェックしていることです。毎朝、専門指導員は新聞広告をチェックして誇大な広告がないか、過大な景品表示がないか確認しております。

そのほかに、段々と景表法が周知されている面がありまして、逆に事業者の方からこれで表示に問題ないかという相談を受けることも徐々に増えてきています。

本課の専門指導員は非常に頑張っておりまして、東北の中では本県の取扱い件数が多い状況です。ほかの県は少ない状況なものですから、日々のチェックが、このような件数に結びついてきているということでございます。

マスコミ関係からも、テレビショッピングなどの番組制作時に、これは表示上問題ないかという相談を受けており、専門指導員には非常に活躍していただき、大変ありがたく思っております。さらに事業者の理解が広まっていけばと考えております。

中里会長

ありがとうございます。一点、せっかくそのように県として広まっているということであれば、今お話ししたとおり、各市町村の消費生活センター等はこの領域がなかなか弱いのではないかと感じており、そもそも活動の対象外であるため、知識が弱いのではないかと感じますので、そういった知識を各地の消費生活センターの相談員の方と共有できるような機会を今後広げていっても良いのかなと思いました。それによって新しく情報提供を受ける相談員の方が日々チェックをするということだけではなく、より専門性を持った方の目で不適正な表示についてのチェックができる余地があるのではないかと感じたところです。もし取り入れられる余地があるようであれば、徐々にそういったところも工夫をいただければと思います。こちら意見でございました。

皆様、活発に御意見いただきましてありがとうございます。用意しました議題としては以上となります。

本日用意した議題以外に皆様から何か御意見あるいは御質問がございましたらここで受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

後藤委員

これは消費者として今思っていることですが、26歳の娘がいるのですが、大学や高校を卒業した後の若い人たちへ消費者トラブルをどう伝えていくのか。家族の中で話すのもすごく難しい、こういう場で話すようなお話ではなかなか今の若い人たちには通じない、かといってSNSを見てと言っても消費者庁のSNSや消費生活センターのSNSまでたどり着くこともなかなか少ないというのが現状で、消費生活課の皆さんも悩んでいらっしゃる

のではないかと感じています。

だからといってどうすればよいか即答はできないのですが、自分たちで学び、成長する場、若い人たちに考えてもらうことが気軽にできる場があるとよいのではないかと思います。

県の別の課で、若い人たちを集めてワークショップなどを企業の方々としながら知り合いになるということを進めている課があったと思います。

手芸とかそば打ちとか、そういうところから企業の方々と交流するというのを、県からお誘いを受けて、若い人たちに紹介したりするのですが、そういった気軽に楽しむところから、いろいろ視点を変えてやっていくことが大事かなと思います。娘がいろいろな買物でクレジットカードを平気で使っているところを見てしまうと、やはり親として心配です。

何かいろいろなアプローチをしていただけると、心配している親だけではなくて、子どもたちも自分で考えられるようになるのではないかと思います。半分感想になってすみませんが、そういったことを一消費者として考えておりました。以上です。

中里会長

ありがとうございます。すごく大事な視点かなと思います。ほかはいかがですか。よろしいですか。

では、事務局から何かございますか。

事務局

ありません。

中里会長

なければ以上で審議を終了とさせていただきます。各委員の皆様、円滑な御審議また活発な御意見を賜りましてありがとうございました。

消費生活課 千葉主幹兼副課長

長時間の御審議、誠にお疲れさまでした。本日いただきました貴重な御意見、そして御提言につきましては、今後の県の消費者行政の方に役立ててまいりたいと思います。引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは以上で閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時50分)

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名捺印する。

令和 8年 3月 25日

議長

中里 真



令和 8年 3月 18日

署名委員

菅野 優子



令和 8年 3月 9日

署名委員

佐藤 佳代子

